

《大阪府立吹田高等学校PTA規約》

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、大阪府立吹田高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互協力して、学校と家庭及び地域社会との連絡を密にし、生徒の教育活動や福祉を増進し、大阪府立吹田高校（以下、本校）教育の推進に寄与することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 生徒の学習・生活態度の向上、進路指導及び健康の増進に協力する。
2. 会員相互の親睦、教養、教育の研究に努める。
3. 教職員の研修に協力する。
4. 教育環境、施設の整備充実に努める。

(方 針)

第 4 条 本会は、活動に当たって次の方針を堅持する。

1. 宗教や政党に関与せず、他のいかなる団体からも支配干渉を受けない。
2. 営利を目的とする事業を行わない。
3. 学校の管理及び教職員の人事に干渉しない。

(会 員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。

(運 営)

第 6 条 本会の運営のため下記の会を設ける。

1. 総会は本会最高の決議機関で、下記によって行う。
 - (1) 定期総会は、前年度の決算及び事業報告、役員を選出並びに新年度の予算及び事業計画その他重要案件を審議する。
 - イ. 総会を開く時は、遅くとも3日前までに日時、場所及び議題を通知する。
 - ロ. 総会の定足数は会員数の10分の1とし、議決は多数決による。
 - ハ. 総会の運営は実行委員会がこれにあたる。
 - 二. 実行委員会については、第9条3項で別途定める。
 - (2) 臨時総会は、必要に応じて随時開く。
 - イ. 臨時総会は、会長が必要と認める場合の他、会員の5分の1の請求ある場合には開かねばならない。それ以外は、定期総会に準ずる。
2. 学級委員総会は総会に次ぐ決議機関であって、必要に応じて随時開く。その定足数は全委員数の3分の1とし、議決は出席者の3分の2以上の多数決による。

(役 員)

第 7 条 本会には、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
副会長 2名又は3名（年度によって変動する場合もある）

書記 1名
会計 2名（うち1名は会長が教職員中からこれを委嘱する）
会計監査 2名（うち1名は会長が教職員中からこれを委嘱する）

2. 役員は第10条により総会で選出され、4月から就任する。
3. 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
4. 役員に欠員を生じた場合は、総会または学級委員総会で補充し、その任期は前任者の任期の残存期間とする。

（役員の仕事）

第8条 本会役員の仕事を下記のとおり定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - (1) 総会、学級委員総会及び実行委員会を招集する。
 - (2) 総会の議決事項について執行する。
 - (3) すべての委員会の委員・委員長を、役員及び校長の承認を得て委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 書記は、全ての会合及び会の活動状況を記録・保管し、各会合の通知をする。
4. 会計は、本会に関する会計を正確に行い、会計監査を経た上、年度末会計決算を総会で報告する。
5. 会計監査は、会計について年1回以上監査し、結果を総会で報告する。

（委員会）

第9条 本会の目的を達成するために次の委員会を設ける。

1. 各学級ごとに2名以上の学級委員を選出する。
選出ができない場合は、学年単位で必要相当数を選出することもできることとする。
2. 選出された学級委員は、下記の委員会のいずれかに所属し、各委員会には正副委員長を置く。なお、[]内は、教職員の担当者である。
 - (1) 文化・生活委員会 会員及び生徒の文化活動・環境整備、ならびに会員の教養の向上、生徒の教育に協力する。また、生徒指導に協力する
[生徒会部PTA係、生徒指導部長、進路指導部長]
 - (2) 保健厚生委員会 会員及び生徒の保健・厚生の向上のために協力する
[保健部PTA係]
 - (3) 広報委員会 PTA活動の広報にあたる [教務部PTA係]
3. 実行委員会
本会の役員、各委員会の正副委員長、校長、教頭、教職員若干名をもって構成し、本会の企画及び運営にあたる。
4. 実行委員会及び各委員会は、必要に応じて随時開く。

（役員の選出）

第10条 役員の選出は下記の規定によって行う。

1. 役員の選出事務は、選挙管理委員会がこれを行う。同委員会は実行委員若干名をもってこれにあてる。ただし、候補者を除く。
2. 選挙管理委員会は、選挙2週間前までに選挙の公示を行い、1週間前に候補者氏名を役職名とともに公表する。
3. 会員（教職員を除く）は全て役員に立候補することができる。ただし、選挙の10日前までに、氏名と役職名とを書面で選挙管理委員会に届けねばならない。

4. 選挙は無記名投票による。
5. 役員選出にあたり、必要ある場合、選挙管理委員会に候補者指名委員会を置くことができる。
6. 毎年2月の総会で役員を選出する。
7. 但し上記6の総会までに候補者が選出できない場合は、総会によらずに選挙管理委員会での承認でこれにかわるができるようにする。

(会 計)

第 11 条 本会の活動は会費及び寄付金などでまかない、会費は生徒及び教職員一人当たり年額4,000円とする。ただし、実行委員会が認めた場合、減免することがある。

(慶弔及び通信経費に係る規程)

第 12 条 慶弔及び通信経費に係る規程については、別途定める。

(規約改正)

第 13 条 本規約を改正するときは、総会2週間前にその案を公示し、出席者の3分の2以上の同意によって決定する。

付 則 この規約は平成4年2月14日より施行する。

付 則 平成5年2月12日一部改正。

付 則 平成7年2月14日一部改正。

付 則 平成13年2月9日一部改正。

付 則 平成22年2月6日一部改正。

付 則 平成24年5月19日一部改正。

付 則 平成25年2月 2日一部改正。

付 則 平成28年2月13日一部改正。

付 則 平成29年2月18日一部改正。

付 則 平成30年2月17日一部改正。

《PTA慶弔規程（内規）》

PTA慶弔規程を次のとおり定める。

(弔 慰)

生徒が死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・20,000円及び櫛一對

会員（生徒の親・親権者を含む）が死亡したとき・・・・・・・・10,000円及び櫛一對

教職員会員が死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円及び櫛一對

教職員会員の配偶者または1親等が死亡したとき・・・・・・・・5,000円及び櫛一對

会員の家屋に火災が発生したとき・・・・・・・・・・10,000円

その他役員が必要と認めたとき。

附 則

(施 行) この内規は平成19年4月1日から施行する。

《PTA通信経費規程（内規）》

PTA通信経費規定を次のとおり定める。

(通信経費)

対象経費は、大阪府立吹田高等学校PTA規約で定める活動に係る経費のうち、交付対

象者の負担による通信経費の一部を負担することができる。

(交付対象)

交付対象は、大阪府立吹田高等学校PTA規約第8条に定める役員を対象とする。

(交付金額)

交付金額は、年間1,000円とする。

(交付時期)

任期の終了時に交付する。

附 則

(施 行)

この内規は、平成30年2月17日から施行する。)

新旧対照表

《大阪府立吹田高等学校PTA規約》

改正後	改正前
<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、大阪府立吹田高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。</p> <p>(目 的) 第2条 本会は、会員相互協力して、学校と家庭及び地域社会との連絡を密にし、生徒の教育活動や福祉を増進し、大阪府立吹田高校（以下、本校）教育の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(方 針) 第4条 本会は、活動に当たって次の方針を堅持する。 1～3 (略)</p> <p>(会 員) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <p>(運 営) 第6条 本会の運営のため下記の会を設ける。 1. (1) (略) イ. 総会を開く時は、遅くとも3日前までに日時、場所及び議題を通知する。 ロ. 総会の定足数は会員数の10分の1とし、議決は多数決による。 ハ. 総会の運営は実行委員会がこれにあたる。 ニ. 実行委員会については、第9条3項で別途定める。 (2) 臨時総会は、必要に応じて随時開く。 イ. 臨時総会は、会長が必要と認める場合の他、</p>	<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は大阪府立吹田高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。</p> <p>(目 的) 第2条 本会は、会員相互協力して、学校と家庭及び地域社会との連絡を密にし、生徒の福祉を増進し、本校教育の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(方 針) 第4条 本会は活動に当たって次の方針を堅持する。 1～3 (略)</p> <p>(会 員) 第5条 本会は次の会員をもって組織する。</p> <p>(会 計) 第6条 本会の活動は会費及び寄付金などでまかない、会費は生徒及び教職員一人当たり年額4,000円とする。ただし、実行委員会が認めた場合、減免することがある。</p> <p>(総 会) 第7条 本会の運営のため下記の会を設ける。 1. (1) (略)</p>

会員の5分の1の請求ある場合には開かねばならない。それ以外は、定期総会に準ずる。

2. 学級委員総会は総会に次ぐ決議機関であって、必要に応じて随時開く。その定足数は全委員数の3分の1とし、議決は出席者の3分の2以上の多数決による。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

2. 役員は第10条により総会で選出され、4月から就任する。

3. (略)

4. 役員に欠員を生じた場合は、総会または学級委員総会で補充し、その任期は前任者の任期の残存期間とする。

(役員の仕事)

第8条 本会役員の仕事を下記のとおり定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(1) 総会、学級委員総会及び実行委員会を招集する。

(委員会)

第9条 本会の目的を達成するために次の委員会を設ける。

2. 選出された学級委員は、下記の委員会のいずれかに所属し、各委員会には正副委員長を置く。なお、[]内は、教職員の担当者である。

(1) 文化・生活委員会 会員及び生徒の文化活動・環境整備、ならびに会員の教養の向上、生徒の教育に協力する。また、生徒指導に協力する[生徒会部PTA係、生徒指導部長、進路指導部長]

(2) 臨時総会は、必要に応じて随時開く。

イ. 総会を開くときは、遅くとも3日前までに日時、場所及び議題を通知する。

ロ. 臨時総会は、会長が必要と認める場合の他、会員の5分の1の請求ある場合には開かねばならない。

ハ. 総会の定足数は会員数の10分の1とし、議決は多数決による。

ニ. 総会の運営は実行委員会がこれに当たる。

2. 委員総会は総会に次ぐ決議機関であって、必要に応じて随時開く。その定足数は全委員数の3分の1とし、議決は出席者の3分の2以上の多数決による。

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

2. 役員は第11条により総会で選出され、4月から就任する

3. (略)

4. 役員に欠員を生じた場合は、総会または委員総会で補充し、その任期は前任者の任期の残存期間とする。

(役員の仕事)

第9条 本会役員の仕事を下記のとおり定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(1) 総会、委員総会及び実行委員会を招集する。

(委員会)

第10条 本会の目的を達成するために次の委員会を設ける。

2. 選出された学級委員は、下記の委員会のいずれかに所属し、各委員会には正副委員長を置く。なお、[]内は、教職員の担当者である。

(1) 生涯学習委員会 会員の教養の向上、生徒の教育に協力する。また、学年懇談会・学年諸費等の学年に関することに協力する。委員長・副委員長(2名)には、必ず各学年から1名選ぶ[各学年主任及び進路指導部長]

<p>(2) 保健厚生委員会 会員及び生徒の保健・厚生の上昇のために協力を [保健部PTA係]</p> <p>(3) 広報委員会 PTA活動の広報にあたる [教務部PTA係]</p> <p>(役員の選出) 第10条 役員の選出は下記の規定によって行う。 1～4. (略) 5. 役員選出にあたり、必要ある場合、選挙管理委員会に候補者指名委員会を置くことができる。 6～7. (略)</p> <p>(会計) 第11条 本会の活動は会費及び寄付金などでまかない、会費は生徒及び教職員一人当たり年額4,000円とする。ただし、<u>実行委員会</u>が認められた場合、減免することがある。</p> <p>(慶弔及び通信経費に係る規程) 第12条 慶弔及び通信経費に係る規程については、別途定める。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>付 則 (略) 付 則 平成30年2月17日一部改正。</p>	<p>(2) 文化・生活委員会 会員及び生徒の文化活動・環境整備に協力を。また、生徒指導に協力を [教務部PTA係、生徒指導部長]</p> <p>(3) 保健厚生委員会 会員及び生徒の保健・厚生の上昇のために協力を [保健部長]</p> <p>(4) 広報委員会 PTA活動の広報にあたる [教務部PTA係]</p> <p>(役員の選出) 第11条 役員の選出は下記の規定によって行う。 1～4. (略) 5. 役員選出にあたり、必要ある場合、選挙管理委員会に候補者指名委員会を置くことができる。 6～7. (略)</p> <p>(慶弔規程) 第12条 慶弔規程については別途定める。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>
---	--